

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月16日提出
【計算期間】	第22期(自 2019年7月23日至 2020年1月20日)
【ファンド名】	キャピタル日本株式ファンド
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 クワック・ソン・ギョン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

商品分類

a. 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・国内とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

b. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	
一般		日本	
大型株	年2回	北米	ファミリーファンド
中小型株		欧州	
債券	年4回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
一般		オセアニア	
公債	年6回（隔月）	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券	年12回（毎月）	中近東（中東）	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信	日々		
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合	その他		
資産配分固定型			

資産配分変更型	年1回	グローバル（日本を含む）	
---------	-----	--------------	--

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。

収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とするためです。

・年2回とは「目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・日本とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

・ファミリーファンドとは「目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの」をいいます。

ファンドの特色

- a. キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券^{*}への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

^{*}マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

キャピタル・インターナショナル・インク（以下「投資顧問会社」ということがあります。）は、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

- b. キャピタル^{*}のグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

^{*}キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称。

- c. 運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

- d. 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

- e. T O P I X（配当込み）^{*}をベンチマークとします。

^{*}将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

T O P I Xは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等、T O P I Xに関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有しております。

株式会社東京証券取引所は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しております。

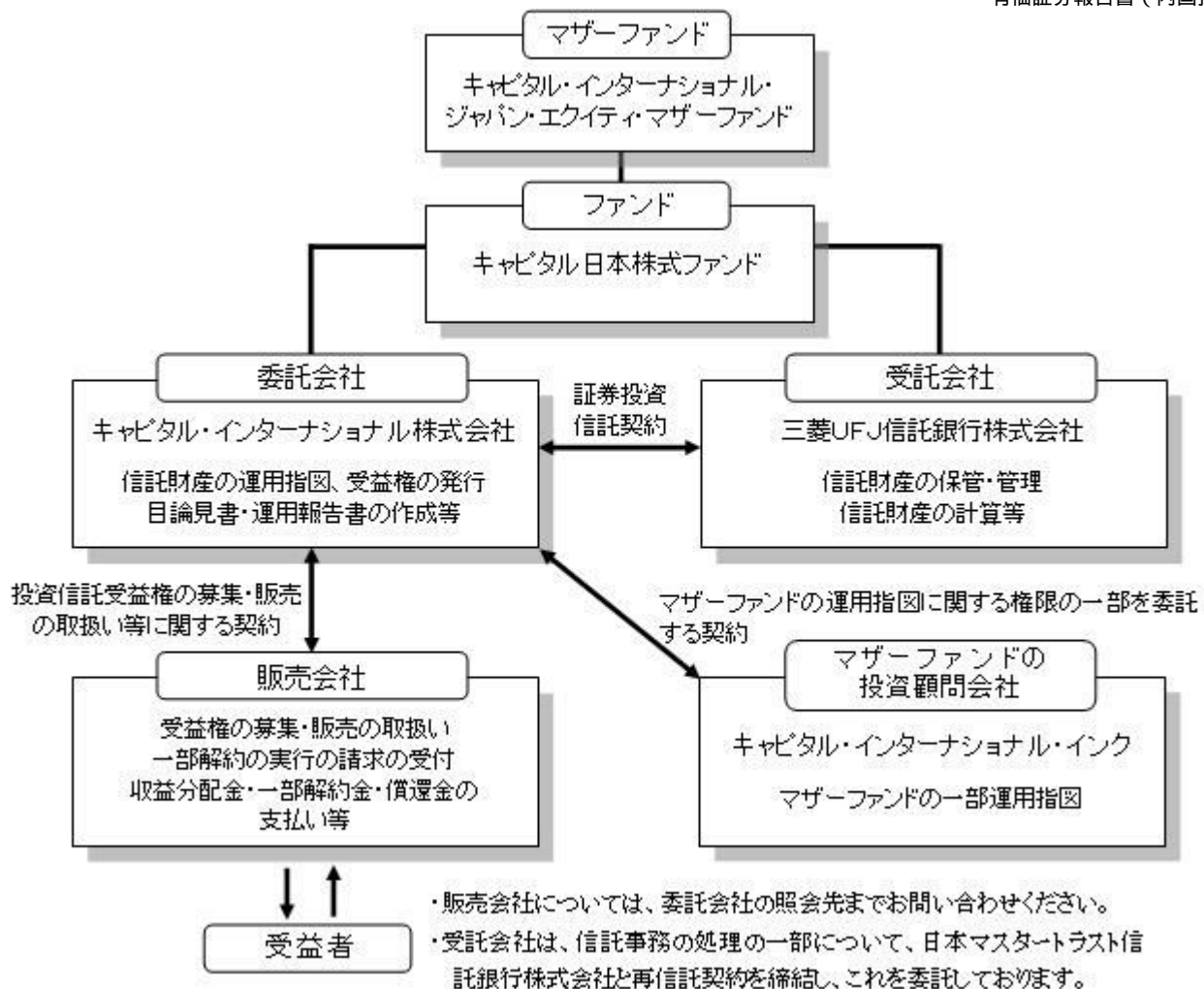
株式会社東京証券取引所は、当ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2009年2月26日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

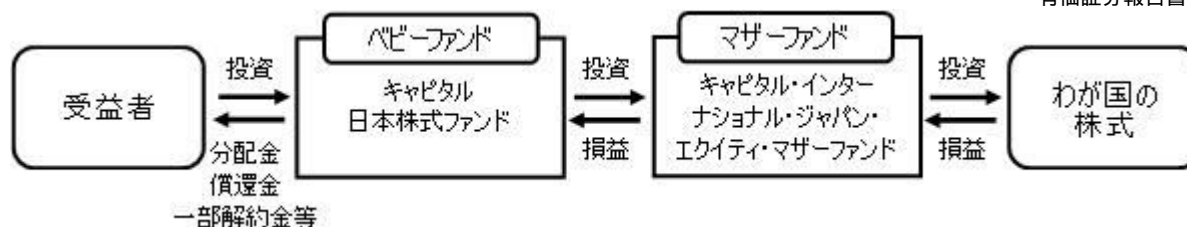
委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約

委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の一部運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果はベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2020年4月16日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

2007年4月5日設定

キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用）

2010年6月29日設定

キャピタル日本株式ファンドF

2015年12月30日設定

委託会社の概況（2020年2月28日現在）

a. 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社

b. 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル

c. 資本金の額：45,000万円

d. 沿革

1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立

1987年3月 証券投資顧問業者登録

1987年9月 投資一任業務認可取得

2006年2月 投資信託委託業務認可取得

2007年9月 金融商品取引業登録

2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

e. 大株主の状況

株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク

住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市サウス・ホープ・ストリート333番

所有株式数：56,400株

所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

当ファンドの投資方針（約款の投資態度）および実質的な運用内容（マザーファンドの運用内容）は、次のとおりです。

（投資方針）

TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、マザーファンド受益証券^{*}への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行ない、信託財産の成長を目指した運用を行ないます。

^{*} 委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を

維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として、信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（運用内容）

1. 投資哲学

徹底した個別企業調査が長期にわたる優れた実績につながる

市場参加者の誰よりも投資対象となる企業を知ることによって過小評価されている銘柄をポートフォリオに組込むことができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

2. 運用スタイル

“バリュー型”、“グロース型”のような分類はせず、個別企業の徹底した調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチのアクティブ運用を行ないます。

3. 運用の特徴

徹底した個別銘柄選択のために企業訪問等による綿密な調査を行ない、長期的な観点から投資価値の高い企業の発掘を目指します。1931年のキャピタル・グループの創業以来、個別企業調査を徹底し、株価が本源的価値以下にあるような企業に投資を行なうことで市場を上回る収益を獲得できるという考えで一貫した運用を継続しています。



中長期の観点による企業調査に重点を置き、短期の株価変動をとらえるような投機的売買は原則として行わず、あくまでも徹底的な企業調査に基づいた長期投資に努めます。

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な投資プロフェッショナルが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性にもつながると考えています。

この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。主な特徴は次の通りです。

- ・各マネジャー独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・運用の継続性が保てる

4. ポートフォリオ構築のプロセス

- キャピタルのグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。
- ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。
- 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

- ・調査担当アナリストも運用に参画し、担当業種の銘柄を組み入れます。

・運用体制(運用プロセスの概念図)



(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第15条）

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限り、）
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱

ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第16条第１項）

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記１．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。（約款第16条第２項）

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

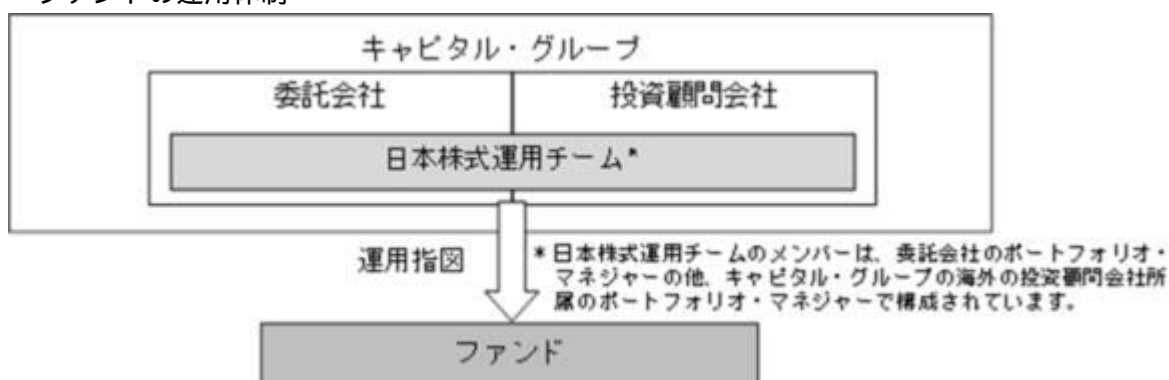
す。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1. から4.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。（約款第16条第3項）

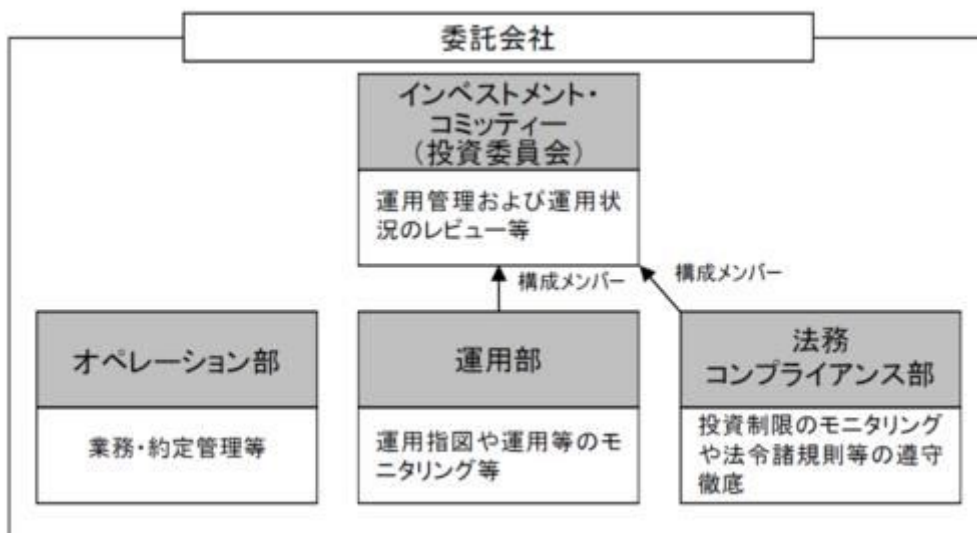
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制



・運用プロセスは、「(1)投資方針」の項目をご覧ください。

内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行ない、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2020年2月28日現在）
 運用部（9名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（6名）

関係法人に関する管理体制

- a. 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行なっているか投資委員会等においてレビューしております。
- b. 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

・ 上記は2020年2月28日現在の運用体制です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

a. 収益分配

毎年1月20日および7月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

b. 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とし、繰越分を含みます。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

c. 分配対象額についての分配方針

分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。

d. 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費（消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース¹

収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b.自動けいぞく投資コース¹

収益分配金は、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約²（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

1 販売会社によっては、コースの名称が異なる場合があります。

2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資制限（約款「運用の基本方針」、第16条第4項および同条第5項）

a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

の2 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第16条の2）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第20条）

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 上記a.およびb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第21条）

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債の

うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。

- d. 委託会社は、金利先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- e. 本 に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、予め将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差に予め元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.および2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の空売りの指図範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券または後記 により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」および第29条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場

合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- b. 上記a.の資金借入額は、次の1.から3.までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- d. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- e. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

受託会社による資金の立替え（約款第39条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.およびb.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

1. 基本方針

マザーファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 投資態度

TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

主としてわが国の証券取引所（これに準ずるものを含む）に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」という。）およびスワップ取引を行なう場合があります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資対象

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株予約権証券および新株引受権証券を含む）を主要投資対象とします。

4. 主な投資制限

<約款>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れについては高位を維持することを基本とします。

ただし、市場動向および資金動向等により上記のような運用ができない場合があります。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債への投資は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<法令>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

3【投資リスク】

当ファンドは、主にわが国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

す。また、外貨建資産に投資を行なった場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。
従って、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に株式等の値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額はこれら有価証券等の価格変動の影響を受けます。これにより実質組入有価証券等の価格が下落した場合、基準価額は下落し、損失が発生することがあります。また、株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがありますので、基準価額を変動させる主な要因となります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。

株価変動の影響の程度は、実質株式組入比率によって異なりますが、当ファンドにおいては実質株式組入比率を原則高位とするため、株価変動の影響をより受けやすくなります。

・2020年2月28日現在のマザーファンド受益証券の株式組入比率については、「5 運用状況」の項目の＜参考＞マザーファンドの投資状況をご参照ください。

信用リスク

当ファンドが実質投資する有価証券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該企業の発行する有価証券等の価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなる可能性もあり、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとしております。当ファンドの実質的な運用は個別企業の徹底した調査に基づく銘柄選択によるボトムアップ・アプローチのアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額はTOPIX（配当込み）の動きとは異なるものとなります。従って、当ファンドはベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等にもなう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

資産規模に関する留意点

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適

用はありません。

収益分配金に関する留意点

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

法令・税制・会計制度等の変更の留意点

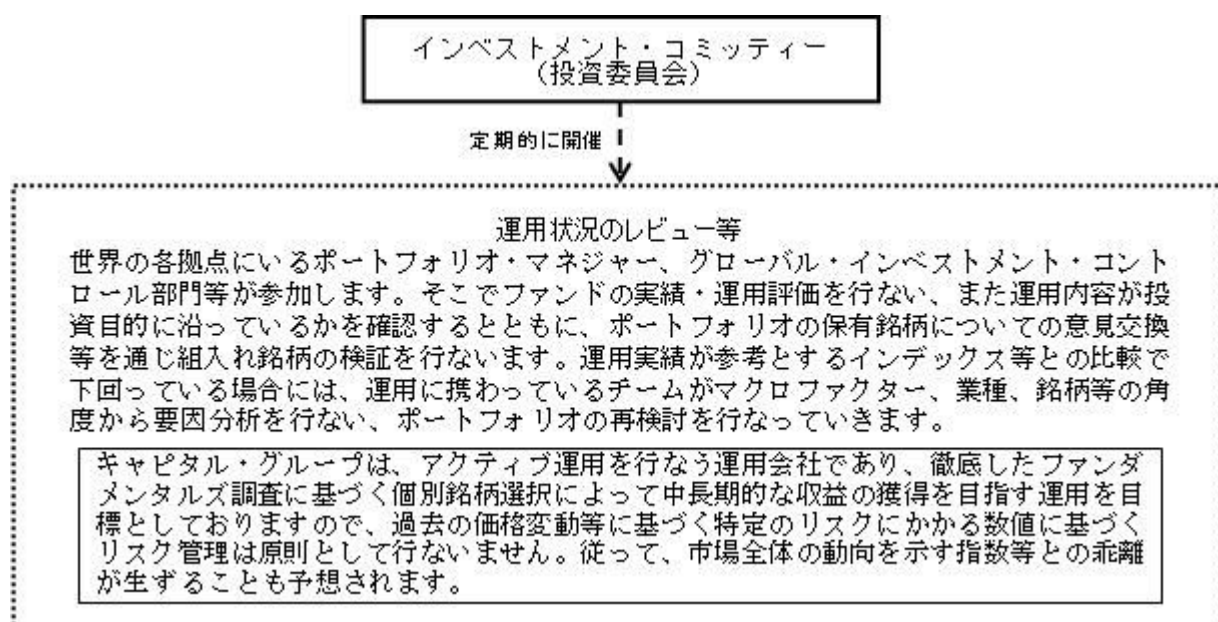
法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記のリスク等に限定されるものではありません。

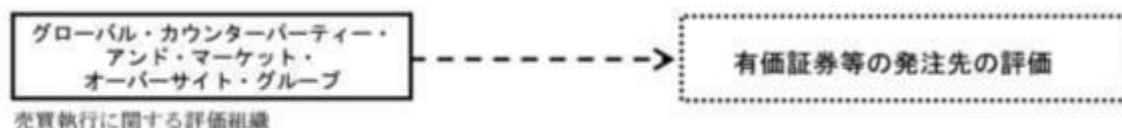
リスク管理体制

委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制

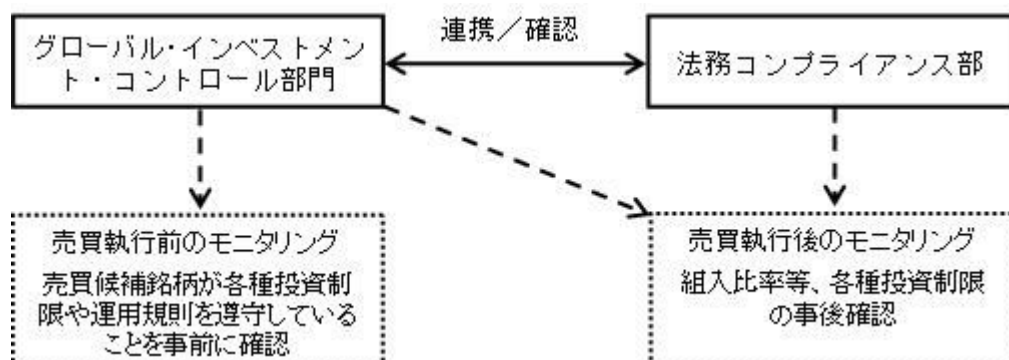
ポートフォリオのリスク管理



カウンターパーティー・リスク管理



リスク管理の徹底

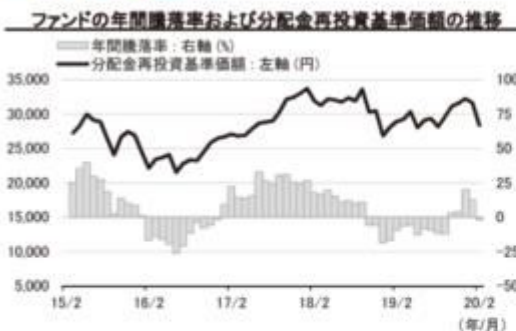


委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況について委託会社の関係各部署がモニタリングを行ないます。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行ない、訂正処理等の必要な措置を講じます。

- ・上記は2020年2月28日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

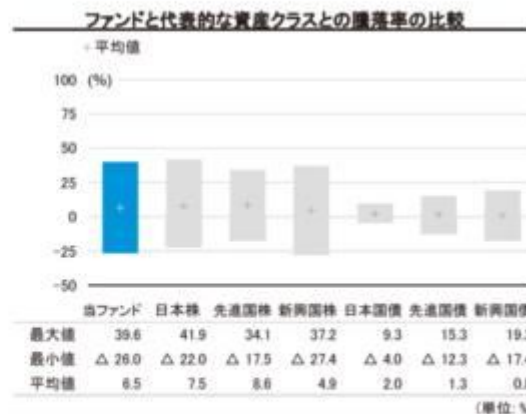
リスクの定量的比較



(注1) 年間騰落率は、2015年2月から2020年2月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

(注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2009年2月26日)を10,000として指数化しています。

(注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2015年2月から2020年2月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込手数料（１万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率（**3.3%（税抜3.0%）以内**）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
- ・当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金には、手数料および信託財産留保額の費用はかかりません。
- ・販売会社によっては、お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料および信託財産留保額は、ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に年率**1.584%（税抜1.44%）**を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.70%	0.04%	0.70%

- ・マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社が受取る報酬の中から支払われます。また、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・有価証券等の売買委託手数料等
売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。
- ・資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料
借入先との契約により適正な価格が計上されます。
- ・受託会社による資金の立替に伴う利息
受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。
- ・資産管理費用（カストディーフィー）
保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
- ・法定開示にかかる費用

委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から

支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ・およびロ・に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

- イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書）の作成・印刷費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

当ファンドのお申込時、途中解約（換金）時および保有期間中に受益者に直接的または間接的にご負担いただく手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者のみなさまが当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2020年2月28日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等の 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されます。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうち の 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

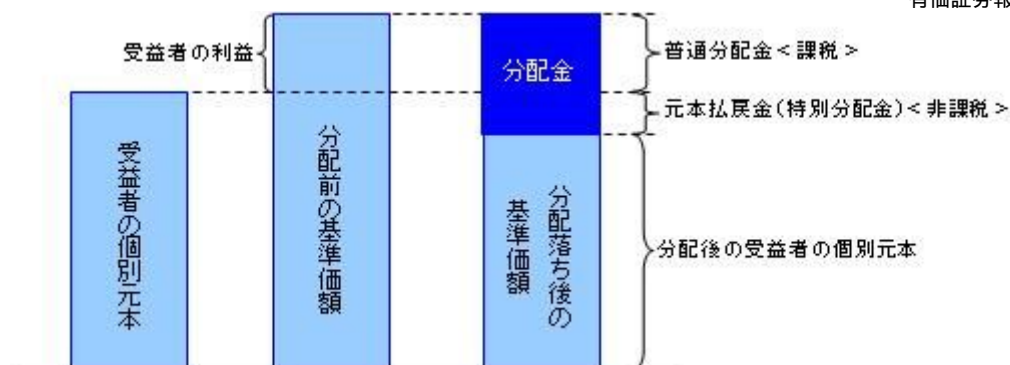
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

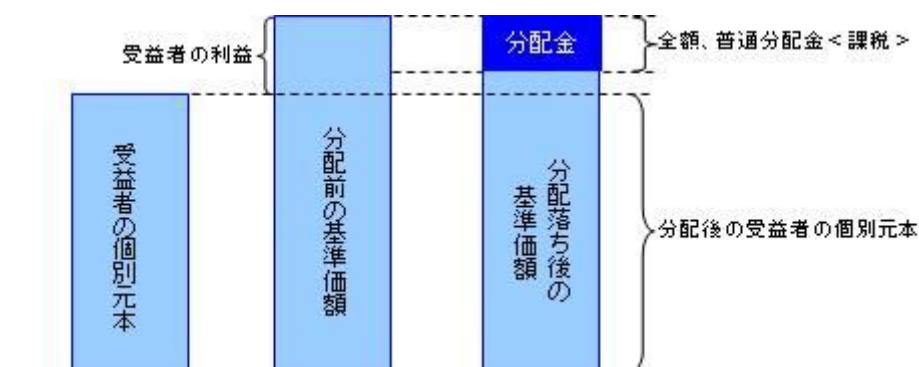
収益分配金の課税について

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲でその下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



- ・上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。
- なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ・上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル日本株式ファンド

2020年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,051,198,140	100.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	43,944,958	0.48
合計(純資産総額)		9,007,253,182	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

2020年2月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

株式	日本	39,656,216,226	97.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	987,330,723	2.42
合計(純資産総額)		40,643,546,949	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル日本株式ファンド

a. 上位30銘柄

2020年2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド	641,474	16,304.00	10,458,592,096	14,110.00	9,051,198,140	100.48

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2020年2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.48
合計	100.48

（参考）キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

a. 上位30銘柄

2020年2月28日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	信越化学工業	化学	159,000	11,750.00	1,868,250,000	12,145.00	1,931,055,000	4.75
2	日本	株式	キーエンス	電気機器	53,000	39,180.00	2,076,540,000	34,410.00	1,823,730,000	4.48
3	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	307,800	6,485.61	1,996,272,929	5,845.00	1,799,091,000	4.42
4	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	418,700	3,466.00	1,451,214,200	3,498.00	1,464,612,600	3.60
5	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	88,600	17,400.00	1,541,640,000	14,965.00	1,325,899,000	3.26
6	日本	株式	コスモス薬品	小売業	49,800	22,925.50	1,141,690,377	23,430.00	1,166,814,000	2.87
7	日本	株式	S M C	機械	26,800	50,150.00	1,344,020,000	43,070.00	1,154,276,000	2.83
8	日本	株式	S B I ホールディングス	証券、商品先物取引業	522,300	2,352.05	1,228,480,452	2,175.00	1,136,002,500	2.79
9	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	20,100	64,040.00	1,287,204,000	53,440.00	1,074,144,000	2.64

10	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	214,200	4,295.00	919,989,000	5,013.00	1,073,784,600	2.64
11	日本	株式	日本電産	電気機器	79,500	15,584.80	1,238,992,263	12,780.00	1,016,010,000	2.49
12	日本	株式	第一三共	医薬品	146,100	7,181.58	1,049,229,161	6,590.00	962,799,000	2.36
13	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	322,700	3,425.10	1,105,280,470	2,979.50	961,484,650	2.36
14	日本	株式	テルモ	精密機器	257,000	3,805.30	977,963,072	3,478.00	893,846,000	2.19
15	日本	株式	日立製作所	電気機器	233,900	4,333.43	1,013,589,424	3,637.00	850,694,300	2.09
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	327,600	2,796.36	916,089,771	2,529.50	828,664,200	2.03
17	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	209,800	4,010.00	841,298,000	3,758.00	788,428,400	1.93
18	日本	株式	オービック	情報・通信業	58,500	14,960.00	875,160,000	13,290.00	777,465,000	1.91
19	日本	株式	ダイフク	機械	118,400	6,590.00	780,256,000	6,420.00	760,128,000	1.87
20	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	325,500	2,341.60	762,191,734	2,243.00	730,096,500	1.79
21	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	121,200	6,168.88	747,668,614	5,801.00	703,081,200	1.72
22	日本	株式	スズキ	輸送用機器	161,600	4,651.00	751,601,600	4,337.00	700,859,200	1.72
23	日本	株式	三菱商事	卸売業	253,400	2,920.50	740,054,700	2,690.00	681,646,000	1.67
24	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	670,300	1,091.50	731,632,450	932.90	625,322,870	1.53
25	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	147,900	4,535.00	670,726,500	4,185.00	618,961,500	1.52
26	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	172,700	4,009.00	692,354,300	3,484.00	601,686,800	1.48
27	日本	株式	ナカニシ	精密機器	354,500	2,144.00	760,048,000	1,627.00	576,771,500	1.41
28	日本	株式	ソニー	電気機器	79,000	7,245.00	572,355,000	6,611.00	522,269,000	1.28
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	35,300	15,675.00	553,327,500	14,725.00	519,792,500	1.27
30	日本	株式	旭化成	化学	575,100	1,252.00	720,025,200	900.70	517,992,570	1.27

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別及び業種別の投資比率

2020年2月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	1.53
	建設業	2.94
	食料品	3.41
	化学	12.96
	医薬品	7.90
	鉄鋼	1.49
	機械	8.04
	電気機器	13.77
	輸送用機器	3.45
	精密機器	5.04
	その他製品	0.89
	陸運業	0.98
	情報・通信業	10.70
	卸売業	2.85

	小売業	9.86
	銀行業	2.73
	証券、商品先物取引業	2.79
	保険業	1.72
	その他金融業	0.96
	サービス業	3.33
合計		97.57

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

キャピタル日本株式ファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル日本株式ファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3期 (2010年 7月20日)	279,064,963	279,064,963	1.2332	1.2332
第4期 (2011年 1月20日)	189,992,483	201,041,571	1.3756	1.4556
第5期 (2011年 7月20日)	832,967,248	832,967,248	1.3191	1.3191
第6期 (2012年 1月20日)	585,344,835	585,344,835	1.1185	1.1185
第7期 (2012年 7月20日)	757,238,513	757,238,513	1.1223	1.1223
第8期 (2013年 1月21日)	701,361,757	701,361,757	1.4151	1.4151

第9期	(2013年 7月22日)	32,463,078,324	32,463,078,324	2.0011	2.0011
第10期	(2014年 1月20日)	43,279,785,071	43,279,785,071	2.2217	2.2217
第11期	(2014年 7月22日)	36,407,213,457	36,407,213,457	2.1119	2.1119
第12期	(2015年 1月20日)	27,046,083,825	27,046,083,825	2.2794	2.2794
第13期	(2015年 7月21日)	28,352,001,910	28,352,001,910	2.7767	2.7767
第14期	(2016年 1月20日)	27,850,396,518	27,850,396,518	2.1730	2.1730
第15期	(2016年 7月20日)	24,814,019,824	24,814,019,824	2.1587	2.1587
第16期	(2017年 1月20日)	18,736,937,326	18,736,937,326	2.5253	2.5253
第17期	(2017年 7月20日)	14,034,556,848	14,034,556,848	2.7469	2.7469
第18期	(2018年 1月22日)	13,511,256,782	13,511,256,782	3.2910	3.2910
第19期	(2018年 7月20日)	12,139,264,463	12,139,264,463	3.0374	3.0374
第20期	(2019年 1月21日)	10,397,413,522	10,397,413,522	2.6234	2.6234
第21期	(2019年 7月22日)	10,615,690,473	10,615,690,473	2.7496	2.7496
第22期	(2020年 1月20日)	10,904,610,378	10,904,610,378	3.1035	3.1035
	2019年 2月末日	10,861,729,212	—	2.7341	—
	3月末日	11,033,447,957	—	2.7661	—
	4月末日	11,332,252,424	—	2.8684	—
	5月末日	10,542,513,365	—	2.6491	—
	6月末日	10,732,253,334	—	2.7506	—
	7月末日	10,632,057,518	—	2.7714	—
	8月末日	10,098,570,213	—	2.6572	—
	9月末日	10,445,279,104	—	2.7935	—
	10月末日	10,848,838,948	—	2.9450	—
	11月末日	10,967,577,155	—	2.9908	—
	12月末日	10,736,575,498	—	3.0462	—
	2020年 1月末日	10,364,240,393	—	2.9882	—
	2月末日	9,007,253,182	—	2.6780	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2010年 1月21日～2010年 7月20日	0.00
第4期	2010年 7月21日～2011年 1月20日	0.08
第5期	2011年 1月21日～2011年 7月20日	0.00
第6期	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.00
第7期	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.00
第8期	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.00
第9期	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.00
第10期	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.00

第11期	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.00
第12期	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.00
第13期	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.00
第14期	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.00
第15期	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.00
第16期	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.00
第17期	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.00
第18期	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.00
第19期	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.00
第20期	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.00
第21期	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.00
第22期	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.00

【収益率の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第3期	2010年 1月21日～2010年 7月20日	10.4
第4期	2010年 7月21日～2011年 1月20日	18.0
第5期	2011年 1月21日～2011年 7月20日	4.1
第6期	2011年 7月21日～2012年 1月20日	15.2
第7期	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.3
第8期	2012年 7月21日～2013年 1月21日	26.1
第9期	2013年 1月22日～2013年 7月22日	41.4
第10期	2013年 7月23日～2014年 1月20日	11.0
第11期	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4.9
第12期	2014年 7月23日～2015年 1月20日	7.9
第13期	2015年 1月21日～2015年 7月21日	21.8
第14期	2015年 7月22日～2016年 1月20日	21.7
第15期	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.7
第16期	2016年 7月21日～2017年 1月20日	17.0
第17期	2017年 1月21日～2017年 7月20日	8.8
第18期	2017年 7月21日～2018年 1月22日	19.8
第19期	2018年 1月23日～2018年 7月20日	7.7
第20期	2018年 7月21日～2019年 1月21日	13.6
第21期	2019年 1月22日～2019年 7月22日	4.8
第22期	2019年 7月23日～2020年 1月20日	12.9

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル日本株式ファンド

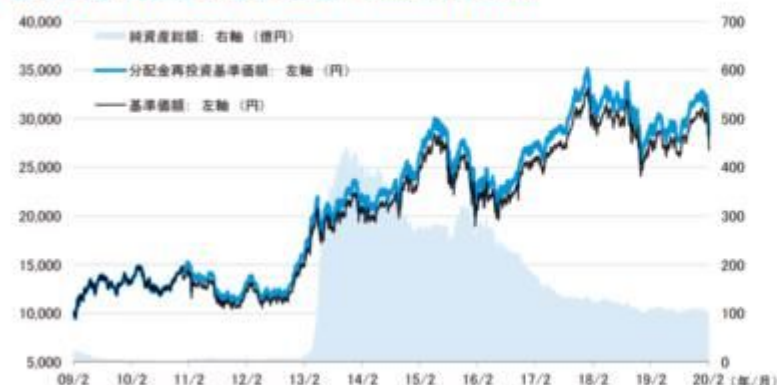
下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第3期	2010年 1月21日～2010年 7月20日	79,621,142	148,250,244	226,286,721
第4期	2010年 7月21日～2011年 1月20日	19,433,952	107,607,071	138,113,602
第5期	2011年 1月21日～2011年 7月20日	555,675,720	62,306,598	631,482,724
第6期	2011年 7月21日～2012年 1月20日	118,384,077	226,545,566	523,321,235
第7期	2012年 1月21日～2012年 7月20日	304,758,392	153,365,591	674,714,036
第8期	2012年 7月21日～2013年 1月21日	237,940,622	417,025,104	495,629,554
第9期	2013年 1月22日～2013年 7月22日	16,837,311,820	1,110,085,778	16,222,855,596
第10期	2013年 7月23日～2014年 1月20日	11,831,839,537	8,574,227,838	19,480,467,295
第11期	2014年 1月21日～2014年 7月22日	2,175,552,649	4,417,160,484	17,238,859,460
第12期	2014年 7月23日～2015年 1月20日	1,722,508,168	7,095,960,695	11,865,406,933
第13期	2015年 1月21日～2015年 7月21日	2,229,657,679	3,884,455,379	10,210,609,233
第14期	2015年 7月22日～2016年 1月20日	4,232,213,672	1,626,250,450	12,816,572,455
第15期	2016年 1月21日～2016年 7月20日	747,211,624	2,068,723,571	11,495,060,508
第16期	2016年 7月21日～2017年 1月20日	423,106,983	4,498,534,633	7,419,632,858
第17期	2017年 1月21日～2017年 7月20日	526,069,309	2,836,471,549	5,109,230,618
第18期	2017年 7月21日～2018年 1月22日	270,409,791	1,274,129,144	4,105,511,265
第19期	2018年 1月23日～2018年 7月20日	502,978,301	611,871,163	3,996,618,403
第20期	2018年 7月21日～2019年 1月21日	387,619,093	420,850,839	3,963,386,657
第21期	2019年 1月22日～2019年 7月22日	357,519,924	460,134,197	3,860,772,384
第22期	2019年 7月23日～2020年 1月20日	226,638,251	573,746,945	3,513,663,690

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移（設定～2020年2月28日）



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を決算日に再投資したものと算出しています。

2020年2月28日現在

分配金の推移

第22期	2020年1月	0円
第21期	2019年7月	0円
第20期	2019年1月	0円
第19期	2018年7月	0円
第18期	2018年1月	0円
設定来累計		800円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2020年2月28日現在)

＜キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの主要な資産の状況等＞

上位10銘柄

順位	銘柄名	業種名	投資比率(%)
1	信越化学工業	化学	4.75
2	キーエンス	電気機器	4.48
3	塩野義製薬	医薬品	4.42
4	ユニ・チャーム	化学	3.60
5	ニトリホールディングス	小売業	3.26
6	コスモス薬品	小売業	2.87
7	SMC	機械	2.83
8	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	2.79
9	ファーストリテイリング	小売業	2.64
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.64

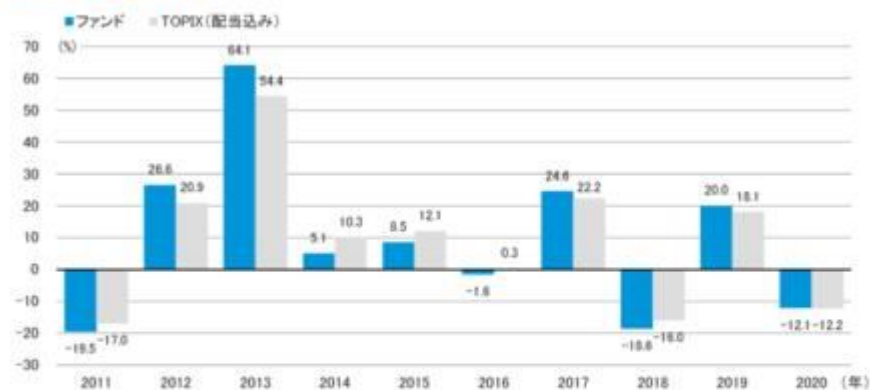
上位5業種

	業種名	投資比率(%)
1	電気機器	13.77
2	化学	12.96
3	情報・通信業	10.70
4	小売業	9.88
5	機械	8.04

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	97.57
現金等	2.42

年間収益率の推移



＊ベンチマークの情報はあくまで参考情報として掲載したものであり、ファンドの運用実績を示すものではありません。

＊ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出。

＊2020年は年初から2月末までの収益率を表示。

＊ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

＊ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合等がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の販売会社の営業日¹に行なわれます。

1 原則として、午後3時までに取得のお申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当

ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。（販売会社によっては、取得後のコース変更ができない場合、コースの名称が異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。）

取得のお申込みを行なう投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコース）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した金額となります。

販売会社によっては、どちらか一方の指定により申込受付を行なう場合があります。

自動けいぞく投資コース（収益の分配時に分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコース）

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除され、残りの金額で当ファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に基づき契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

- (4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、詳細は各販売会社にお問合せください。取扱販売会社につきましては、上記(1)の照会先までお問い合わせください。なお、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)お申込価額は、取得申込受付日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資にかかるお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資には、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)当ファンドの換金のお申込みは、販売会社で受付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

(2)一部解約の実行の請求（以下「一部解約請求」ということがあります。）の受付は、販売会社の営業日¹に行なわれます。

1 原則として、午後3時まで一部解約請求が行なわれ、かつ当該一部解約請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、以下(4)の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限する場合があります。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(3)一部解約の単位は、販売会社毎に定められておりますので、詳細は各販売会社にお問合せください。

取扱販売会社につきましては、上記(1)の照会先までお問い合わせください。

(4)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の基準価額です。

(5)一部解約に手数料はかかりません。

(6)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

有価証券等の評価基準および評価方法等

a. マザーファンド受益証券：原則として、計算日におけるマザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

b. 株式：原則として基準価額計算日の取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算日の前日とします。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数に乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。
- 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額の照会方法

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に社名「キャピタル」、当ファンドの名称は「日本株式」の略称で掲載されます。また、委託会社のインターネットのホームページでご覧になることもできます。

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

運用報告書

委託会社は、毎計算期末（1月および7月の決算日を基準日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2009年2月26日から、原則として、無期限です。ただし、下記(5)の のa.、 のa.、 のa.および のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社とのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約の有効期間は、当該契約締結の日からマザーファンドの信託契約解約の日までまたは一方の当事者が他方の当事者に対し運用指図に関する権限の一部を委託する契約を終了させる意思を通知した30日後までとします。
- 投資顧問会社が、法律に違反した場合、約款違反となる運用指図を行なった場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所

b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（一部解約）請求権

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

信託契約の解約および信託約款の重要な内容の変更にかかる議決権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

書面決議において反対した受益者の買取請求権

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2019年7月23日から2020年1月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル日本株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 2019年7月22日現在	第22期 2020年1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,651,110	5,275,027
親投資信託受益証券	10,709,359,496	11,006,957,650
流動資産合計	10,717,010,606	11,012,232,677
資産合計	10,717,010,606	11,012,232,677
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,203,286	23,565,090
未払受託者報酬	2,336,762	2,307,254
未払委託者報酬	81,786,679	80,753,853
未払利息	22	14
その他未払費用	993,384	996,088
流動負債合計	101,320,133	107,622,299
負債合計	101,320,133	107,622,299
純資産の部		
元本等		
元本	3,860,772,384	3,513,663,690
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,754,918,089	7,390,946,688
元本等合計	10,615,690,473	10,904,610,378
純資産合計	10,615,690,473	10,904,610,378
負債純資産合計	10,717,010,606	11,012,232,677

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 2019年1月22日 至 2019年7月22日	第22期 自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	592,104,238	1,380,698,154
営業収益合計	592,104,238	1,380,698,154
営業費用		
支払利息	6,573	10,789
受託者報酬	2,336,762	2,307,254
委託者報酬	81,786,679	80,753,853
その他費用	993,384	996,088
営業費用合計	85,123,398	84,067,984
営業利益又は営業損失（ ）	506,980,840	1,296,630,170
経常利益又は経常損失（ ）	506,980,840	1,296,630,170
当期純利益又は当期純損失（ ）	506,980,840	1,296,630,170
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	59,447,912	92,843,936
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,434,026,865	6,754,918,089
剰余金増加額又は欠損金減少額	622,922,651	438,422,172
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	622,922,651	438,422,172
剰余金減少額又は欠損金増加額	749,564,355	1,006,179,807
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	749,564,355	1,006,179,807
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,754,918,089	7,390,946,688

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から7月20日、7月21日から翌年1月20日までとなっておりますが、第22期計算期間は信託約款の定めにより、2019年7月23日から2020年1月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第21期 2019年7月22日現在	第22期 2020年1月20日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	3,860,772,384口	3,513,663,690口
２．当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.7496円 (1万口当たり純資産額) (27,496円)	1口当たり純資産額 3.1035円 (1万口当たり純資産額) (31,035円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第21期 自 2019年1月22日 至 2019年7月22日			第22期 自 2019年7月23日 至 2020年1月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	93,448,278円	費用控除後の配当等収益額	A	70,901,016円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	5,050,927,471円	収益調整金額	C	4,814,273,038円
分配準備積立金額	D	2,834,803,947円	分配準備積立金額	D	2,505,772,634円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,979,179,696円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,390,946,688円
当ファンドの期末残存口数	F	3,860,772,384口	当ファンドの期末残存口数	F	3,513,663,690口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,667.29円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	21,034.85円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第21期 自 2019年1月22日 至 2019年7月22日	第22期 自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 自 2019年1月22日 至 2019年7月22日	第22期 自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第21期 2019年7月22日現在	第22期 2020年1月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	556,970,314	1,308,873,475
合計	556,970,314	1,308,873,475

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第21期 自 2019年1月22日 至 2019年7月22日	第22期 自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
期首元本額	3,963,386,657円	3,860,772,384円
期中追加設定元本額	357,519,924円	226,638,251円
期中一部解約元本額	460,134,197円	573,746,945円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド	675,025	11,006,957,650	
合計		675,025	11,006,957,650	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

（参考）

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

2020年1月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	285,294
コール・ローン	1,690,508,044
株式	45,690,601,060

2020年1月20日現在	
未収入金	121,431,502
未収配当金	42,874,500
流動資産合計	47,545,700,400
資産合計	47,545,700,400
負債の部	
流動負債	
未払金	121,035,845
未払利息	4,631
流動負債合計	121,040,476
負債合計	121,040,476
純資産の部	
元本等	
元本	29,085,060,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,339,599,924
元本等合計	47,424,659,924
純資産合計	47,424,659,924
負債純資産合計	47,545,700,400

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場（最終相場のないものについては、直近の日の最終相場、または気配相場）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、いまだ確定していない場合には予想配当金額を計上し、後日、予想配当金額の変更または配当金額の確定により当初の予想配当金額との間に差異が生じた場合、差異を確認次第、その差額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2020年1月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,908,506口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 16,306円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
----	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2019年7月23日 至 2020年1月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年1月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,220,455,486
合計	1,220,455,486

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2020年1月20日現在
同計算期間の期首元本額	32,302,220,000円
同計算期間の追加設定元本額	2,593,720,000円
同計算期間の一部解約元本額	5,810,880,000円
計算日の元本額	29,085,060,000円
元本額の内訳	
キャピタル日本株式ファンド	6,750,250,000円
キャピタル日本株式ファンドF	7,659,500,000円
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）	13,974,750,000円
キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用）	700,560,000円

附属明細表

第 1 有価証券明細表
株式

銘 柄	株数（株）	評価額（円）		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	14,000	3,565.00	49,910,000	
国際石油開発帝石	694,200	1,124.50	780,627,900	

高松コンストラクショングループ	54,200	2,782.00	150,784,400	
大和ハウス工業	285,600	3,525.00	1,006,740,000	
日揮ホールディングス	205,900	1,688.00	347,559,200	
寿スピリッツ	53,900	8,760.00	472,164,000	
明治ホールディングス	9,300	7,510.00	69,843,000	
アサヒグループホールディングス	102,600	4,997.00	512,692,200	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	81,200	2,845.00	231,014,000	
日本たばこ産業	102,300	2,409.00	246,440,700	
旭化成	575,100	1,205.50	693,283,050	
信越化学工業	159,000	12,600.00	2,003,400,000	
関西ペイント	158,800	2,754.00	437,335,200	
資生堂	8,300	7,802.00	64,756,600	
ミルボン	21,300	6,230.00	132,699,000	
コーセー	31,700	16,900.00	535,730,000	
エフピコ	54,000	6,530.00	352,620,000	
ニフコ	30,700	2,964.00	90,994,800	
ユニ・チャーム	418,700	3,670.00	1,536,629,000	
塩野義製薬	309,200	7,059.00	2,182,642,800	
参天製薬	62,900	2,148.00	135,109,200	
ソーせいグループ	215,800	2,139.00	461,596,200	
第一三共	142,600	7,342.00	1,046,969,200	
大和工業	192,300	2,715.00	522,094,500	
大平洋金属	90,800	2,475.00	224,730,000	
三浦工業	88,400	3,900.00	344,760,000	
F U J I	21,400	1,978.00	42,329,200	
ディスコ	4,800	26,400.00	126,720,000	
S M C	27,400	52,930.00	1,450,282,000	
サトーホールディングス	19,400	3,265.00	63,341,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	23,100	5,320.00	122,892,000	
ダイキン工業	35,300	15,945.00	562,858,500	
ダイフク	132,200	7,240.00	957,128,000	
I H I	115,600	2,835.00	327,726,000	
日立製作所	197,800	4,592.00	908,297,600	
日本電産	75,300	15,655.00	1,178,821,500	
ソニー	84,400	7,991.00	674,440,400	
T D K	13,800	12,590.00	173,742,000	
堀場製作所	8,300	7,310.00	60,673,000	
キーエンス	53,700	39,850.00	2,139,945,000	
O B A R A G R O U P	32,500	3,710.00	120,575,000	
ローム	32,700	9,170.00	299,859,000	
浜松ホトニクス	147,900	4,640.00	686,256,000	
村田製作所	18,200	6,785.00	123,487,000	

東京エレクトロン	4,400	25,180.00	110,792,000	
デンソー	105,600	5,021.00	530,217,600	
スズキ	170,500	5,061.00	862,900,500	
シマノ	17,800	17,480.00	311,144,000	
テルモ	257,000	3,974.00	1,021,318,000	
ナカニシ	354,500	2,045.00	724,952,500	
マニー	33,700	3,060.00	103,122,000	
トプコン	34,400	1,639.00	56,381,600	
H O Y A	18,900	10,730.00	202,797,000	
朝日インテック	165,200	3,155.00	521,206,000	
パラマウントベッドホールディングス	16,800	4,675.00	78,540,000	
任天堂	10,400	42,990.00	447,096,000	
東日本旅客鉄道	31,300	9,991.00	312,718,300	
サカイ引越センター	14,700	6,590.00	96,873,000	
じげん	471,900	536.00	252,938,400	
ユーザベース	60,000	2,446.00	146,760,000	
マネーフォワード	32,200	4,735.00	152,467,000	
オービック	60,200	15,430.00	928,886,000	
ジャストシステム	65,700	6,470.00	425,079,000	
日本電信電話	298,300	2,847.50	849,409,250	
ゼンリン	17,300	1,745.00	30,188,500	
ソフトバンクグループ	245,400	4,866.00	1,194,116,400	
三菱商事	253,400	2,913.00	738,154,200	
P A L T A C	32,400	5,390.00	174,636,000	
ミスミグループ本社	128,789	3,040.00	391,518,560	
コスモス薬品	49,800	24,700.00	1,230,060,000	
良品計画	353,500	2,077.00	734,219,500	
ニトリホールディングス	88,600	17,125.00	1,517,275,000	
ファーストリテイリング	21,800	64,200.00	1,399,560,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	138,100	4,186.00	578,086,600	
三井住友フィナンシャルグループ	172,700	3,978.00	687,000,600	
S B I ホールディングス	439,600	2,458.00	1,080,536,800	
東京海上ホールディングス	126,500	6,109.00	772,788,500	
オリックス	208,500	1,878.00	391,563,000	
日本取引所グループ	55,900	1,990.00	111,241,000	
エス・エム・エス	18,800	3,000.00	56,400,000	
ディップ	117,900	3,445.00	406,165,500	
サイバーエージェント	32,700	3,800.00	124,260,000	
テクノプロ・ホールディングス	25,400	7,510.00	190,754,000	
リクルートホールディングス	260,100	4,206.00	1,093,980,600	
合 計	10,217,289		45,690,601,060	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル日本株式ファンド

2020年2月28日現在

資産総額	9,166,372,073円
負債総額	159,118,891円
純資産総額（ - ）	9,007,253,182円
発行済口数	3,363,411,250口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6780円

（参考）キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

2020年2月28日現在

資産総額	40,778,135,353円
負債総額	134,588,404円
純資産総額（ - ）	40,643,546,949円
発行済口数	2,880,499口
1口当たり純資産額（ / ）	14,110円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

- a. 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- b. 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- c. 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- d. 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- e. 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記a.の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- c. 委託会社は、上記a.の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項ありません。

受益者等に対する特典

ありません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年2月28日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（2）会社の機構（2020年2月28日現在）

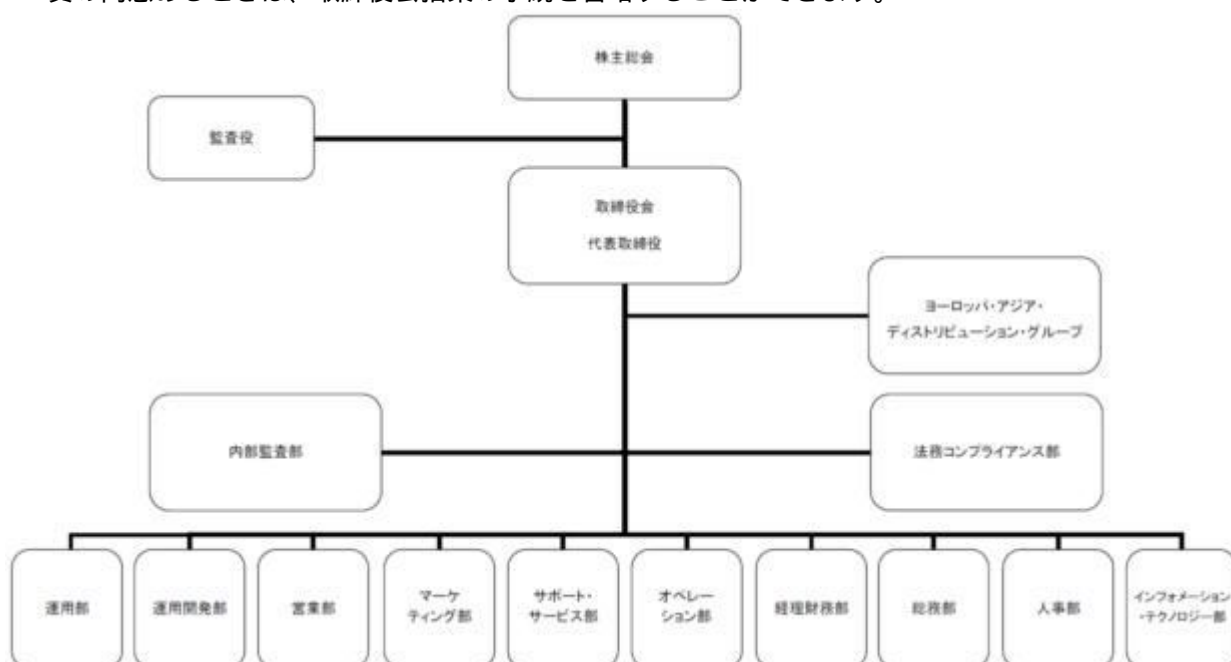
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3カ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの配分方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年2月28日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	348,884
合計	29	348,884

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2019年7月1日 至2019年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年6月30日現在)		当事業年度 (2019年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
・流動資産					
1.現金・預金			2,806,224		3,337,395

2.前払費用			53,462		47,465
3.未収入金	*2		800,636		706,625
4.未収委託者報酬			1,691,078		1,109,782
5.未収運用受託報酬			369,874		313,553
6.立替金			10,380		5,699
流動資産計			5,731,657		5,520,521
固定資産					
1.有形固定資産			85,880		96,031
建物	*1	-		4,836	
器具備品	*1	85,880		91,195	
2.無形固定資産			2,389		1,358
ソフトウェア		2,389		1,358	
3.投資その他の資産			499,521		489,777
(1)投資有価証券		-		100	
(2)保険積立金		11,087		11,637	
(3)長期差入保証金		274,505		275,361	
(4)繰延税金資産		213,929		202,678	
固定資産計			587,791		587,167
資産合計			6,319,448		6,107,689
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			24,712		27,236
2.未払金			1,722,481		1,250,500
(1)未払手数料		1,048,528		675,208	
(2)その他未払金	*2	673,953		575,291	
3.未払費用			105,350		89,765
4.未払法人税等			58,426		66,839
5.未払消費税等			185,732		28,660
6.賞与引当金			125,085		131,201
7.役員賞与引当金			1,075		1,087
流動負債計			2,222,864		1,595,290
固定負債					
1.退職給付引当金			1,382,398		1,398,224
2.資産除去債務			247,065		250,662
固定負債計			1,629,463		1,648,886
負債合計			3,852,328		3,244,177
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			1,434,383		1,830,775
その他利益剰余金		1,434,383		1,830,775	
繰越利益剰余金		1,434,383		1,830,775	
株主資本計			2,467,120		2,863,511
純資産合計			2,467,120		2,863,511
負債・純資産合計			6,319,448		6,107,689

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)		当事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
. 営業収益					
1. 委託者報酬			4,598,906		4,365,216
2. 運用受託報酬			2,006,449		1,786,160
3. その他営業収益	*1*2		6,049,621		5,911,077
営業収益計			12,654,977		12,062,454
. 営業費用					
1. 支払手数料	*1*2		8,543,059		7,886,316
2. 広告宣伝費			78,942		89,348
3. 調査費			233,750		253,881
4. 営業雑経費			38,401		39,873
(1) 通信費		19,405		18,541	
(2) 印刷費		10,298		9,981	
(3) 協会費		8,697		11,349	
営業費用計			8,894,154		8,269,419
. 一般管理費					
1. 給料			2,038,647		1,977,924
(1) 役員報酬		53,136		57,091	
(2) 給料・手当		988,334		1,022,438	
(3) 賞与		871,015		766,106	
(4) 賞与引当金繰入額		125,085		131,201	
(5) 役員賞与引当金繰入額		1,075		1,087	
2. 交際費			12,662		19,713
3. 寄付金			6,668		7,335
4. 旅費交通費			102,443		109,021
5. 租税公課			36,132		41,091
6. 不動産賃借料			315,983		343,281
7. 退職給付費用			191,932		235,235
8. 固定資産減価償却費			17,125		21,896
9. 器具備品賃借料			4,223		8,008
10. 消耗品費			18,003		17,264
11. 事務委託費			65,542		55,522
12. 採用費			13,725		17,024
13. 福利厚生費			194,768		238,182
14. 共通発生経費負担額			184,701		202,906
15. 諸経費			7,598		8,122
一般管理費計			3,210,160		3,302,532
営業利益			550,662		490,501
. 営業外収益					
1. 有価証券売却益			2		11
2. 受取利息及び配当金			6,754		4,423

3.雑収入			527		105
営業外収益計			7,284		4,540
営業外費用					
1.為替差損			6,735		1,617
2.事務過誤費			42,579		-
3.固定資産除却損			3,249		204
営業外費用計			52,565		1,822
経常利益			505,381		493,220
税引前当期純利益			505,381		493,220
法人税、住民税及び事業税			79,832		85,578
法人税等調整額			11,716		11,250
当期純利益			437,265		396,391

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	2,029,854
当期変動額							
当期純利益				437,265	437,265	437,265	437,265
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	-	-	-	437,265	437,265	437,265	437,265
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120

当事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120
当期変動額							
当期純利益				396,391	396,391	396,391	396,391
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	-	-	-	396,391	396,391	396,391	396,391
当期末残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更]

当事業年度

（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「流動資産」の「繰延税金資産」203,781千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」213,929千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2018年6月30日現在)	当事業年度 (2019年6月30日現在)
*1.有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 39,478千円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物 27千円 器具備品 59,910千円
*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 800,636千円 その他未払金 644,665千円	*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 706,625千円 その他未払金 524,266千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)	当事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)
-----------------------------------	-----------------------------------

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千 円)
長期差 入 保証金	274,505	275,650	1,145

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2018年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千 円)
長期差 入 保証金	275,361	279,732	4,371

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

【注】

前事業年度 (2018年6月30日現在)	当事業年度 (2019年6月30日現在)																
1. その他有価証券(2018年6月30日現在) 該当事項はございません。	1. その他有価証券(2019年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの <table> <tr> <th>種類</th> <th>貸借対照 表計上額 (千円)</th> <th>取得原価 (千円)</th> <th>差額 (千円)</th> </tr> <tr> <td>その他有価 証券（証券 投資信託）</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> </table>	種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	その他有価 証券（証券 投資信託）	100	100	-								
種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)														
その他有価 証券（証券 投資信託）	100	100	-														
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2017年7月1日 至2018年6月30日) <table> <tr> <th>種類</th> <th>売却額 (千円)</th> <th>売却益の 合計額 (千円)</th> <th>売却損 の合計額 (千円)</th> </tr> <tr> <td>その他有価 証券（証券 投資信託）</td> <td>300</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table>	種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計額 (千円)	その他有価 証券（証券 投資信託）	300	2	0	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2018年7月1日 至2019年6月30日) <table> <tr> <th>種類</th> <th>売却額 (千円)</th> <th>売却益の 合計額 (千円)</th> <th>売却損 の合計 額(千円)</th> </tr> <tr> <td>その他有価 証券（証券 投資信託）</td> <td>304</td> <td>11</td> <td>-</td> </tr> </table>	種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額(千円)	その他有価 証券（証券 投資信託）	304	11	-
種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計額 (千円)														
その他有価 証券（証券 投資信託）	300	2	0														
種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額(千円)														
その他有価 証券（証券 投資信託）	304	11	-														

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)	当事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)	当事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

なお、2016年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,258,560	千円
退職給付費用	191,932	千円
退職給付の支払額	68,094	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,382,398</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 191,932千円

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,382,398	千円
退職給付費用	235,235	千円
退職給付の支払額	202,524	千円
確定拠出年金制度への拠出額	16,885	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,398,224</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 235,235千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度16,885千円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 (2018年6月30日現在)	当事業年度 (2019年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	399,463	千円
賞与引当金	38,301	千円
資産除去債務	75,407	千円
減損損失	51,516	千円
未払費用	65,352	千円
税務上の繰越欠損金	1,806,847	千円
繰延税金資産小計	2,436,890	千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	-	千円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	-	千円
評価性引当額小計	2,222,961	千円
繰延税金資産合計	213,929	千円

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	402,644	千円
賞与引当金	40,173	千円
資産除去債務	76,509	千円
減損損失	41,786	千円
未払費用	72,550	千円
税務上の繰越欠損金（注 2）	1,081,533	千円
繰延税金資産小計	1,715,198	千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額（注2）	1,001,309	千円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	511,210	千円
評価性引当額小計（注1）	1,512,519	千円
繰延税金資産合計	202,678	千円

（注1）評価性引当額が710,442千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	税務上の 繰越 欠損金(a)	評価性 引当額	繰延税金 資産
1年 以内	87,935	7,711	80,224
1年超 2年以内	433,651	433,651	-
2年超 3年以内	307,070	307,070	-
3年超 4年以内	252,876	252,876	-
4年超 5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-
合計	1,081,533	1,001,309	(b) 80,224

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,081,533千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産80,224千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2011年6月期に税引前当期純損失を354,592千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	30.9	法定実効税率 (調整)	30.6
評価性引当額	81.3	評価性引当額	144.0
永久に損金及び益金に算入されない項目	1.4	永久に損金及び益金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	0.5	住民税均等割	0.5
期限切れの税務上の繰越欠損金	62.9	期限切れの税務上の繰越欠損金	130.8
その他	0.9	その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7

[資産除去債務関係]

前事業年度 (2018年6月30日現在)	当事業年度 (2019年6月30日現在)												
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>243,467千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>247,065千円</td></tr> </table>	期首残高	243,467千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	247,065千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>247,065千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3,597千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>250,662千円</td></tr> </table>	期首残高	247,065千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	250,662千円
期首残高	243,467千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	247,065千円												
期首残高	247,065千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	250,662千円												

[セグメント情報等]

前事業年度 (2018年6月30日現在)	当事業年度 (2019年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>6,417,378千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>6,049,621千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>187,978千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,654,977千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>6,049,621千円</td></tr> </table>	日本	6,417,378千円	米国	6,049,621千円	その他	187,978千円	合計	12,654,977千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円	(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table border="1"> <tr><td>日本</td><td>6,008,629千円</td></tr> <tr><td>米国</td><td>5,911,077千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>142,748千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12,062,454千円</td></tr> </table> (注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table border="1"> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>5,911,077千円</td></tr> </table>	日本	6,008,629千円	米国	5,911,077千円	その他	142,748千円	合計	12,062,454千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円
日本	6,417,378千円																								
米国	6,049,621千円																								
その他	187,978千円																								
合計	12,654,977千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円																								
日本	6,008,629千円																								
米国	5,911,077千円																								
その他	142,748千円																								
合計	12,062,454千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,911,077千円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自2017年7月1日 至2018年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カ	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	6,049,621	未収入金	800,636

社	ンパニー （以下 「CRMC社」 という。）	ニア州 ロサン ゼルス	12,500	業	間接 100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 （市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど）	5,123,000	その 他 未払 金	436,814
親 会 社	キャピタ ル・グルー プ・カンパ ニーズ・イン ク （以下「CGC 社」とい う。）	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州 ロサン ゼルス	(千米ドル) 5,089	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	184,701	その 他 未払 金	207,851

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内 容	議決権 等の所有(被所有) 割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・マネ ジメント・ カンパニー	ルクセ ンブルグ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファ ンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1,482,355	未払 手 数 料	273,623
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナショ ナル・イン ク（東京）	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	967,050	その 他 未払 金	21,064

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

２．出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有)間接 100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	5,911,077	未収入金	706,625
							支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	4,861,650	その他未払金	319,635
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,180	子会社の管理	(被所有)間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	202,906	その他未払金	204,631

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

１．その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。

２．支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。

３．共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンド マネジメント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,289,727	未払手数料	193,066
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	849,408	その他未払金	47,993

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自2017年7月1日 至2018年6月30日)		当事業年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	
1株当たり純資産額	43,743.26円	1株当たり純資産額	50,771.48円
1株当たり当期純利益金額	7,752.94円	1株当たり当期純利益金額	7,028.22円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	437,265千円	当期純利益	396,391千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	437,265千円	普通株式に係る当期純利益	396,391千円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間

(2019年12月31日現在)

科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
・流動資産			
1.現金・預金			3,468,910
2.前払費用			44,353
3.未収入金			534,682
4.未収委託者報酬			1,080,582
5.未収運用受託報酬			571,016
6.立替金			3,448
流動資産計			5,702,994
・固定資産			
1.有形固定資産			106,585
建物	*1	4,674	
器具備品	*1	101,911	
2.無形固定資産			902
ソフトウェア		902	
3.投資その他の資産			519,920
(1)投資有価証券		100	
(2)保険積立金		12,187	
(3)長期差入保証金		274,500	
(4)繰延税金資産		233,133	
固定資産計			627,409
資産合計			6,330,403
(負債の部)			
・流動負債			
1.預り金			17,551
2.未払金			1,057,456
(1)未払手数料		647,989	
(2)その他未払金		409,467	
3.未払費用			101,553
4.未払法人税等			74,115
5.未払消費税等			27,708
6.賞与引当金			308,878
7.役員賞与引当金			10,304
流動負債計			1,597,568
・固定負債			
1.退職給付引当金			1,427,737
2.資産除去債務			252,461
固定負債計			1,680,199
負債合計			3,277,767
(純資産の部)			
・株主資本			
1.資本金			450,000
2.資本剰余金			582,736
資本準備金		582,736	
3.利益剰余金			2,019,899

その他利益剰余金		2,019,899	
繰越利益剰余金		2,019,899	
株主資本計			3,052,636
純資産合計			3,052,636
負債・純資産合計			6,330,403

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間

(自 2019年 7月 1日 至 2019年 12月31日)

科 目	注記 番号	内 訳 (千 円)	金 額 (千 円)
. 営業収益			
1. 委託者報酬			1,832,430
2. 運用受託報酬			678,412
3. その他営業収益	*2		2,549,673
営業収益計			5,060,516
. 営業費用			
1. 支払手数料	*2		3,194,260
2. 広告宣伝費			55,090
3. 調査費			133,731
4. 営業雑経費			22,923
(1) 通信費		8,731	
(2) 印刷費		6,283	
(3) 協会費		7,908	
営業費用計			3,406,005
. 一般管理費			
1. 給料			853,706
(1) 役員報酬		67,568	
(2) 給料・手当		493,522	
(3) 賞与		99,036	
(4) 賞与引当金繰入額		183,274	
(5) 役員賞与引当金繰入額		10,304	
2. 交際費			11,849
3. 寄付金			1,795
4. 旅費交通費			64,691
5. 租税公課			19,191
6. 不動産賃借料			178,414
7. 退職給付費用			83,412
8. 固定資産減価償却費	*1		11,691
9. 器具備品賃借料			2,051
10. 消耗品費			9,779
11. 事務委託費			22,871
12. 採用費			20,390
13. 福利厚生費			104,817
14. 共通発生経費負担額	*3		53,174
15. 諸経費			3,654
一般管理費計			1,441,494
営業利益			213,016
. 営業外収益			
1. 受取利息及び配当金			4,399

営業外収益計			4,399
・営業外費用			
1.為替差損			1,387
2.固定資産除却損			433
営業外費用計			1,821
経常利益			215,594
税引前中間純利益			215,594
法人税、住民税及び事業税			56,924
法人税等調整額			30,454
中間純利益			189,124

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2019年7月1日 至2019年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511
当中間期変動額							
中間純利益				189,124	189,124	189,124	189,124
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	189,124	189,124	189,124	189,124
当中間期末残高	450,000	582,736	582,736	2,019,899	2,019,899	3,052,636	3,052,636

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2019年12月31日現在)	
*1.有形固定資産の減価償却累計額	60,860千円
*2.消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)

*1. 減価償却実施額

有形固定資産	11,235千円
無形固定資産	456千円

*2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRM社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。

当社の主要な事業は、当社が各グループ会社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）であり、当該サービスに係る対価は、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、その他営業収益に計上しております。

当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。

*3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)				
発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)				
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引				
当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。				
2. オペレーティング・リース取引				
(借主側)				
未経過リース料				
1年以内		329,780	千円	
1年超		934,378	千円	
合計		1,264,158	千円	

[金融商品関係]

当中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)	
--------------------------------------	--

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期差入保証金	274,500	276,465	1,965

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2019年12月31日における上記以外のその他金融商品の中間貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)投資有価証券

証券投資信託であります。証券投資信託の時価は、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(3)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

当中間会計期間
(2019年12月31日現在)

(その他有価証券)

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券 (証券投資信託)	100	100	-

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間
(自2019年7月1日 至2019年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間
(2019年12月31日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高 250,662千円

時の経過による調整額 1,799千円

当中間会計期間末残高 252,461千円

[セグメント情報等]

当中間会計期間
(自2019年7月1日 至2019年12月31日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	米国	その他	合計
2,449,777千円	2,549,673千円	61,065千円	5,060,516千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	2,549,673千円

[1株当たり情報]

当中間会計期間
(自2019年7月1日 至2019年12月31日)

1株当たり純資産額	54,124.75円
1株当たり中間純利益金額	3,353.26円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	189,124千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	189,124千円
期中平均株式数	56,400株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2020年２月29日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額：40,500百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：ＳＭＢＣ日興証券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：エース証券株式会社

資本金の額：8,831,125千円（2019年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：株式会社ＳＢＩ証券

資本金の額：48,323百万円（2019年12月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：楽天証券株式会社

資本金の額：7,495百万円（2019年12月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：ＰＷＭ日本証券株式会社

資本金の額：3,000百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）投資顧問会社（マザーファンドの投資顧問会社）

名称：キャピタル・インターナショナル・インク

資本金の額：10千米ドル（2019年６月末現在）

約109万円（米ドルの邦貨換算レートは、１米ドル109.43円、2020年２月28日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。）

事業の内容：投資運用業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年９月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2) 販売会社：当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。
- (3) 投資顧問会社：マザーファンドの一部運用指図（有価証券の運用）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：委託会社と同一の親会社を持ちます。委託会社と投資顧問会社との間には、直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年10月18日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年10月18日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年9月20日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

佐 藤

誠

印

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

水 野

龍 也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル日本株式ファンドの2019年7月23日から2020年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル日本株式ファンドの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年3月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	水	野	龍	也	印
業務執行社員						

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第36期事業年度の中間会計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。